

内閣府本府における EBPM の取組について

平成 31 年 1 月 28 日
内閣府本府 EBPM 推進チーム決定

平成 31 年度予算編成の基本方針（平成 30 年 12 月 7 日閣議決定）では、「各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、証拠に基づく政策立案（EBPM、Evidence-based Policymaking）を推進し、予算の質の向上と効果の検証に取り組む。」とされている。

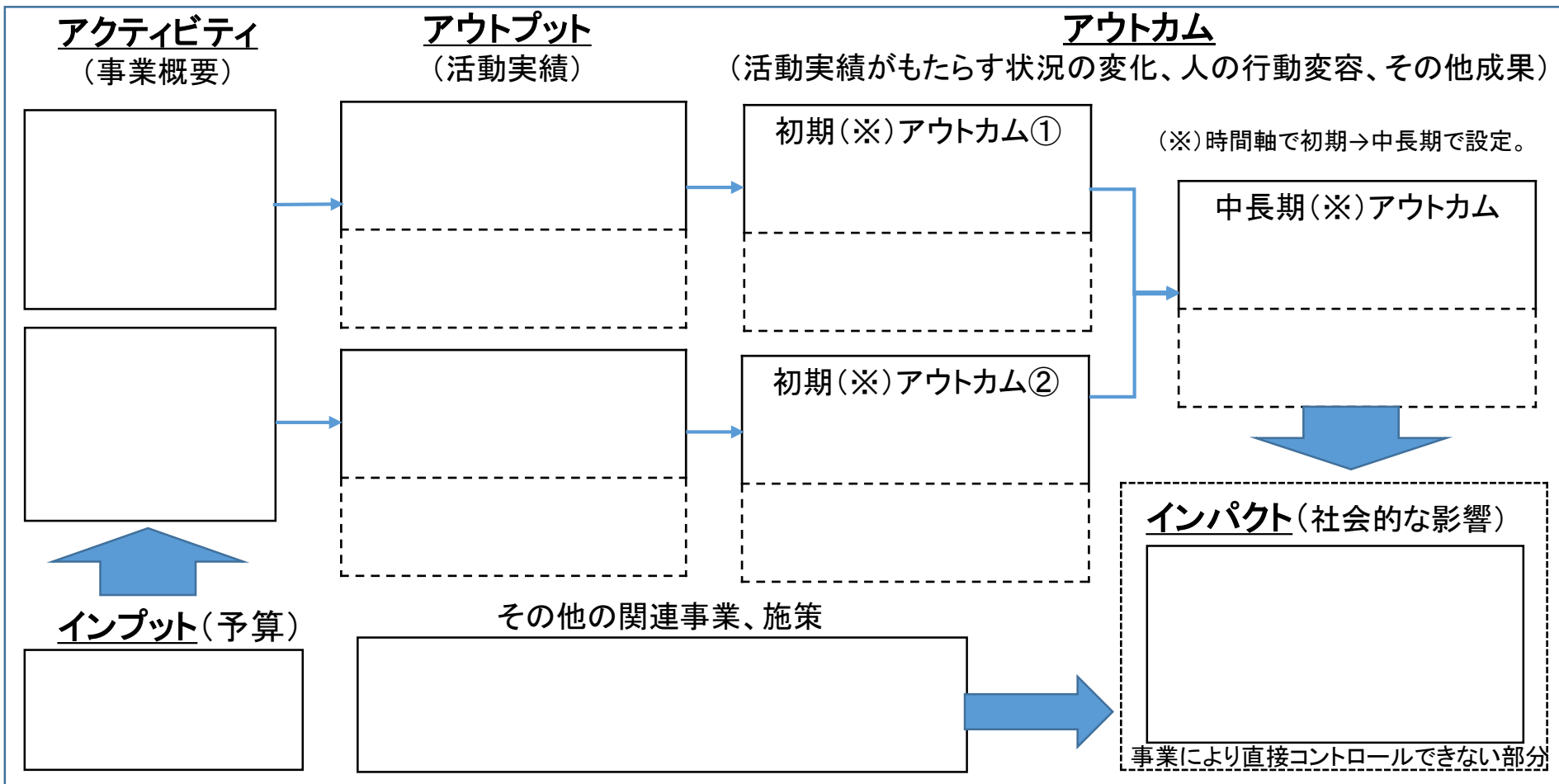
これを踏まえ、内閣府本府では、次に掲げる取組を実施するものとする。

- 1 新規に予算要求する事業（「行政事業レビューにおける点検の対象外の事業」を除く。）を対象として、次に掲げる取組を実施する。
 - （1）各部局は、合理的根拠政策立案推進室（以下「推進室」という。）の協力を得て、政策の目的の達成までに至る因果関係の仮説を示す「ロジックモデル」（別紙）を作成する。
 - （2）各部局は、「ロジックモデル」の作成に当たり、活動の実績がもたらす状況の変化、人の行動変容、その他成果をアウトカムとして設定し、併せて、何をもってアウトカムを定量的に測るのか（例：事業の実施前及び実施後のアンケート調査結果）を記載する。
 - （3）推進室は、各部局が作成した「ロジックモデル」を取りまとめて、速やかに公表する。
 - （4）各部局は、アウトカムを定量的に測ることが困難な場合には、代替となる事項をもってアウトカムを測ること及びその相当な理由を内閣府本府 EBPM 推進チーム（以下「推進チーム」という。）に説明し、これらを「ロジックモデル」に記載する。
 - （5）各部局は、事業を実施する場合には、「ロジックモデル」をさらに精査した上で、効果の検証を行う。
 - （6）各部局は、効果の検証結果について、推進チームに報告する。推進室は、各部局の検証結果を取りまとめて、公表する。
 - （7）各部局は、事業の実施内容を見直す場合又は継続して予算要求する場合には、効果の検証結果を踏まえて行う。
- 2 政策評価と EBPM の連携の観点から、総合評価方式をとる施策のうち、翌年度に事後評価実施時期を迎える施策について、各部局は、政策評価広報課の協力を得て「ロジックモデル」を作成し、施策の総括評価や次期計画等に向けた政策の流れの整理として活用する。
- 3 前年度から継続して予算要求する事業のうち、行政事業レビューの公開プロセス対象事業について、会計課は、公開プロセスの外部有識者のコメントを推進チームに報告する。
- 4 当年度末に期限を迎える租税特別措置等のうち、税制改正プロセスを円滑に進める観点から企画調整課が特に指定する措置について、各部局はあらかじめ効果の検証を適切に行い、その検証結果を踏まえて、税制改正要望を行う。

(別紙) ロジックモデル

解決すべき 問題・課題	
----------------	--

上記問題・課題 と事業との関係	
--------------------	--



(注1) アウトプット及びアウトカムの点線枠内には、何をもってアウトプット及びアウトカムを測るのかを記載する。
(注2) アウトカムを定量的に測ることが困難な場合には、代替となる事項をもってアウトカムを測ることの相当な理由も同枠内に記載する。